

高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度利用約款

（本約款の目的）

第1条 本約款は、第3条第2項に定める基本文書に基づき、同条第1項に定める制度利用者と制度管理者である高知県、高知県オフセット・クレジット認証センター（以下「県認証センター」という。）及び高知県オフセット・クレジット認証運営委員会（以下「県認証委員会」という。）との関係を規定するものである。

（特約との関係）

第2条 本約款とは別に、本約款に係る特約（高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度森林管理プロジェクト特約を含むがこれに限らない。）が制定された場合には、当該特約は本約款の一部を構成するものとし、本約款の内容と特約とが一致しない場合には、その限りにおいて特約が本約款に優先する。

（定義）

第3条 本約款において、制度利用者とは次の各号のいずれかに該当する者を意味する。

- (1) プロジェクト代表事業者
- (2) プロジェクト事業者
- (3) プロジェクト参加者
- (4) オフセット・クレジット（J-VER）登録簿に口座を開設する者（オフセット・クレジット（J-VER）登録簿において専ら都道府県 J-VER のみを保有する者も含む。）
- (5) その他、基本文書で定められる手続に従い制度管理者に対して関係を持つ者

2 本約款において、基本文書とは、次の各号に定める規則、規程又はその他の文書を意味する。

(1) 環境省により制定される文書

- ア オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則
- イ オフセット・クレジット（J-VER）制度委員会規程
- ウ オフセット・クレジット（J-VER）制度における方法論
- エ オフセット・クレジット（J-VER）制度モニタリング方法ガイドライン
- オ オフセット・クレジット（J-VER）制度妥当性確認・検証ガイドライン
- カ オフセット・クレジット（J-VER）登録簿システム利用規程
- キ 都道府県 J-VER プログラム認証基準
- ク 都道府県 J-VER プログラム認証基準に沿った審査要領
- ケ JIS Q 14064-2（ISO14064-2）、JIS Q 14064-3（ISO14064-3）、JIS Q 14065（ISO14065）
- コ 上記の他、上記各号の定めに従い、オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づき、環境省又はオフセット・クレジット（J-VER）運営委員会により制定される文書

(2) 高知県が制定する文書

- ア 高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度実施要綱
- イ 高知県オフセット・クレジット認証運営委員会設置要綱

ウ 上記の他、上記各号の定めに従い、高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度に基づき高知県が制定する文書

- 3 本約款において、特段定義されていない用語については、基本文書で定義された意味を有する。

（制度利用における事項に関する合意）

第4条 制度利用者は、高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度（以下「県 J-VER 制度」という。）を利用するにあたり、本約款及び基本文書の内容を確認のうえ、これに従うことを誓約する。また、本約款及び基本文書の最新の内容について確認するとともに、かかる内容に変更、改廃等があった場合には、当該変更、改廃が施行される日以降（ただし、オフセット・クレジット（J-VER）運営委員会及び県が特に必要と認めた場合には、当該変更、改廃について遡及的に）、その内容に従うことを誓約する。

- 2 前項に加えて、プロジェクト代表事業者、プロジェクト事業者及びプロジェクト参加者（以下「プロジェクト代表事業者等」という。）は、県 J-VER 制度を利用するにあたり、制度管理者に対する情報提供について、以下の事項に合意する。

- (1) 県、県認証センター及び県認証委員会に対する報告内容においては、プロジェクト等の状況を適宜適切に反映させ、正確な情報を提供すること。
- (2) 情報の正確性に疑義が生じた場合、速やかに県、県認証センター及び県認証委員会の指示に従うこと。

- 3 第1項に加えて、プロジェクト代表事業者等は、県 J-VER 制度を利用するにあたり、県 J-VER 制度における評価の対象となった吸収量が、他の制度（温室効果ガス削減・吸収に係るクレジットを認証する制度又は温室効果ガス排出量を報告公表する制度を含む。）等において二重に評価される事態（以下「ダブルカウント」という。）を回避するために、次の事項に合意する。

- (1) 高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）（以下「県 J-VER」という。）の発行がなされる場合、ダブルカウントを避けるための所要の措置をとること。ダブルカウントを避けるための措置には次の事項を含む。

ア 類似制度に基づく二重認証の禁止

プロジェクト代表事業者等は、県認証委員会において認証され、県から発行される温室効果ガス吸収量に対して、他の類似した制度において温室効果ガス吸収量としての認証を受けない。また、もし他の類似した制度において、温室効果ガス吸収量としての認証を受けた場合には、県 J-VER 制度に基づき発行される県 J-VER 又は他の類似制度のいずれかに基づき発行される温室効果ガス吸収量のいずれか一方を、当該制度に基づく適切な方法により無効化する。かかる方法が困難である場合は、無効化されていない排出削減量又は吸収量に相当する量の県 J-VER もしくはオフセット・クレジット（J-VER）を調達したうえで、これを無効化する。

イ 公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止

県 J-VER 制度に基づく認証を受け、県 J-VER が発行されたプロジェクトにおけるプロジェクト代表事業者等は、当該プロジェクトにより発行された県 J-VER を入手し無効化した者が、公的制度に基づく温室効果ガス排出量又は吸収量の報告の際に、県

J-VER の無効化を理由とする調整を行ったことを把握した場合、次の措置を執り行う。

(7) プロジェクト代表事業者等が当該公的制度に基づいて報告・公表を行う際に、県 J-VER の無効化を理由として調整された排出削減量又は吸収量を、適切に温室効果ガス排出量に上乗せ、又は、温室効果ガス吸収量を減らして報告又は公表を行う。

(イ) 必要に応じ県認証センター及び県に対して当該情報の提供を行う。

ウ 自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止

県 J-VER 制度に基づく認証を受け、県 J-VER が発行されたプロジェクトにおけるプロジェクト代表事業者等は、ホームページ、環境報告書などにおいて、当該プロジェクトの内容及び当該プロジェクトから創出される県 J-VER の発行量及び移転量を明記する。

(2) 前号の規定にもかかわらず、ダブルカウントが生じていることを県認証センターが把握した場合は、県認証センターは当該プロジェクト代表事業者等に対してダブルカウントを是正する措置を 40 営業日以内に講ずることを求めることができ、この場合、プロジェクト代表事業者等はかかる措置を執り行うこと。

(3) 前号にもかかわらず 40 営業日以内にダブルカウントを是正する措置が講じられなかった場合、プロジェクト代表事業者等は、当該ダブルカウント分の温室効果ガス排出削減・吸収量を無償で制度管理者に対して譲渡することにより 40 営業日以内に補填するか、又はその他制度管理者が指定する方法により補填すること。

(4) 複数のプロジェクト代表事業者等が申請を行った場合は、前号の責任は各プロジェクト代表事業者等が連帯して負担すること。

(5) 第 2 号の規定にもかかわらず、40 営業日以内に補填義務が履行されなかった場合、県認証センターは県と調整し、当該プロジェクト代表事業者等の氏名等を公表するとともに、当該プロジェクト代表事業者等に代わって同量の県 J-VER もしくはオフセット・クレジット（J-VER）を調達の上無効化を行うため、当該プロジェクト代表事業者等はこれに要した一切の費用を県に対して補償しなければならないこと。

（基本文書に違反した場合の措置等）

第 5 条 制度管理者は、制度利用者が本約款及び基本文書に違反した場合又は本約款及び基本文書を遵守するのが困難であると認める場合は、当該制度利用者が関与する県 J-VER のプロジェクト登録を抹消することができる。また、制度管理者は、当該制度利用者が、事象発生以降に、新たなプロジェクト申請やクレジット発行申請及び移転を行うことを拒絶することができる。

2 制度利用者は、前項に基づくプロジェクト登録の抹消以降は、本約款及び基本文書に基づく権利を有さず、かつ、義務を負わない。ただし、性質上当該制度利用者が引き続き負う必要があると制度管理者が認める義務についてはこの限りではない。

（免責事項）

第 6 条 県 J-VER 制度上の各種申請等、プロジェクトに対する投資等又は県 J-VER の売買等、県 J-VER 制度の利用又は参加等に伴い、何らかの経済的・社会的問題等が発生した場合には、全て制度利用者の責任で対処しなければならない。また、県 J-VER 制度の利用によりいかなる損失が生じても、県、県認証センター及び県認証運営委員会は責任を負わず、

制度利用者は、県、県認証センター及び県認証運営委員会に対して一切の責任分担を求めないものとする。

(約款の変更等)

第7条 制度管理者は、予告なく本約款を改訂することができ、また、特約を別に定め、また改訂することができる。また、約款及び特約を制定又は改訂したときは、県認証センターのホームページ上に速やかに記載する。

2 本約款及び特約に定めがない場合は、制度管理者の指示に従うものとする。

(本制度の変更、中止又は終了)

第8条 県 J-VER 制度は、県の政策変更により、いつでも制度の一部又は全部を変更、中止又は終了することができる。この場合、県認証センターのホームページへの掲示により、事前にその旨を告知することとする。

2 前項に基づき制度が変更、終了又は中止されたことにより制度利用者に損害等が発生しても県、県認証センター及び県認証運営委員会は一切責任を負わない。

(本制度からの離脱)

第9条 制度利用者は、制度管理者との協議の上合意した場合には本制度から離脱することができる。

2 制度利用者は、前項に基づく本制度からの離脱以降は、本約款及び基本文書に基づく権利を有さず、かつ、義務を負わない。ただし、性質上当該制度利用者が引き続き負う必要があると制度管理者が認める義務についてはこの限りではない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第10条 本約款の準拠法は、日本法とする。

2 本約款及び特約に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、高知地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附 則

本約款は、平成 22 年 1 月 13 日から施行する。

附 則

本約款は、平成 22 年 12 月 16 日から施行する。

附 則

本約款は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。